

議案第 1 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第　　号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の3の項及び4の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表の6の5の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、建築関係手数料に関する規定を整理しようとするものである。

参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）

改 正 案	現 行
別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料 手数料の種類 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) (略)	別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料 手数料の種類 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) (略)
3 建築基準 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査	3 建築基準 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査
4 建築基準 法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査	4 建築基準 法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査
5 建築基準 法第7条の3第1項の規定に基づづ	5 建築基準 法第7条の3第1項の規定に基づづ

<p>く中間検査 の申請又は 同法<u>第 18</u> <u>条第 28 項</u> の規定に基 づく特定工 程の工事の 終了の通知 に対する検 査</p> <p>(略)</p> <p>7~10 (略)</p>	<p>く中間検査 の申請又は 同法<u>第 18</u> <u>条第 19 項</u> の規定に基 づく特定工 程の工事の 終了の通知 に対する検 査</p> <p>(略)</p> <p>7~10 (略)</p>
--	--